

平成 24 年 4 月 12 日

異議申立書

農林水産大臣 殿

異議申立人

みやざき・市民オンブズマン

野中公彦

行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、下記のとおり異議申し立てをする。

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

現住所 〒880-0035 宮崎県宮崎市ア 1 丁目 1 番地 1

氏名 野中公彦（41 歳）

電話番号 090-8 1111

2. 異議申し立てに係る処分

農林水産大臣の平成 24 年 2 月 13 日付け 23 消安第 5625 号による行政文書不開示決定処分

3. 異議申し立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 24 年 2 月 17 日

4. 異議申し立ての趣旨

第 2 項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申し立ての理由

(1) 異議申立人らは、平成 24 年 1 月 10 日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基き「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第 10 回から第 15 回までの会議の音声記録」の開示を請求した。

(2)処分庁は、平成 24 年 2 月 13 日、これを不開示とする処分をした。

(3)本件処分の理由として、以下の記載があった。

請求のあった食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第 10 回から第 15 回までの会議の音声記録については、不存在のため不開示とした。

(4)しかし、異議申立てに係る処分は、次のとおり違法である。会議の議事録、議事要旨を作成するうえで実務上、録音しないことはありえない。

文字起こしされた原稿は、農林水産省担当課により音声記録と照合されていなければおかしい。よって、当然ながら小委員会の会議の録音記録は、

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第 2 条の 2 に定義されている公文書以外の何物でもない。以下同法第 2 条の 2

「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」

(5)以上のように本件処分は違法であり、よって、本件処分の取り消しを求め、本意義申立てを行った。

6. 処分庁の教示の有無およびその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、農林水産大臣に対して異議申し立てをすることができます。」旨の教示があった。